

数十億ドルに及んだオラクル対グーグルの Java 著作権侵害訴訟、 最高裁判所がいよいよ判決

グーグル (Google) が Java ソフトウェアプラットフォームから無断で利用したコードで構築した 안드로이드 オペレーティングシステムをめぐって、Google とオラクル (Oracle) との間の著作権侵害訴訟が十年近く長引いたが、最高裁判所は先頃、この争いの事件移送命令書について許可した。Google は、この訴訟を「2010年代を象徴する著作権侵害訴訟」と呼んでいる。この紛争の争点の中心は、Google が、自社の 안드로이드 オペレーティングシステムのバックボーンのために、Oracle の Java Standard Edition のコード 1 万 1 5 0 0 行と 3 7 の Java アプリケーション・プログラム・インターフェイス (API) パッケージをそのまま複製したことである。Google は、API は著作権の保護対象ではなく、仮に保護対象であったとしても、Google による使用は著作権法のフェアユースの法理により免責されると抗弁した。陪審裁判もそのように評決を下した。米国連邦控訴裁判所はそれに反対し、(1) ソフトウェアインターフェイスは著作権の保護対象であり、(2) それを再利用して新しい製品を創作することはフェアユースではないと判示した。

あるコンピュータ科学者の団体により説明されたように、「インターフェイスは、ブリッジを形成してコンピュータアプリケーション、プラットフォーム及びデバイスが通信を行うことを可能にするコンピュータコードである。インターフェイスは、新しい、かつ画期的なアプリケーションに接続するように再利用される」。Google の支持者は数多く、マイクロソフトやレッドハット、モジラなどの開発者もその支持者であり、彼らは、連邦巡回裁判所の判決は、既存のソフトウェアプラットフォームと協働する新しいプログラムを自由に構築する開発者たちの技量に害を及ぼし得ると主張している。

これから最高裁判所により判決される争点は、(1) ソフトウェアインターフェイスが著作権の保護対象であるか、及び (2) 陪審の評決のように、新しいコンピュータプログラムを創作するという面において原告のソフトウェアインターフェイスの使用が既存の著作権法に基づくフェアユースに当たるかである。

第一審の陪審裁判では、陪審は、Google が Oracle の Java コードにおける著作権を侵害したと評決を下したが、その複製がフェアユースにより免責されるかに関しては膠着状態に陥った。評決後、地方裁判所は、法律問題として Java API パッケージは著作権の保護対象ではないと評決し、Google が勝訴した。Oracle が上告すると、連邦巡回区控訴裁判所は、その判決を覆し、特定のソフトウェアコ

ード並びに Java API パッケージの構造 (structure)、シーケンス (sequence) 及び構成 (organization) (SSO) は著作権の保護対象であると判決を下した。連邦巡回控訴裁判所は、当該訴訟を第一審裁判所に差し戻すと共に、陪審の侵害判決に戻して Google のフェアユースの抗弁に対して、適切であれば、損害賠償に対して更に進めるよう命令した。

Google はその後、連邦巡回控訴裁判所の判決に対して最高裁判所に上告した。最高裁判所は、米国訟務長官 (最高裁判所訴訟において連邦政府の法的指名代表) の意見を求めた。米国訟務長官は、連邦巡回控訴裁判所の判決に同意し、更なる再審理を棄却するよう勧めた。最高裁判所は、2015 年に最初の上告を棄却した。

連邦巡回控訴裁判所により命じられた差し戻し判決を受けると、Google は、自身のフェアユースについて抗弁した。Oracle はその後、そのフェアユースの抗弁の評決に対して連邦巡回控訴裁判所に意見を求めて上告した。連邦巡回控訴裁判所は、法律問題として陪審の評決を覆し、ソフトウェアインターフェイスの再利用は、損害賠償責任を生じさせる侵害であって、フェアユースとして免責されるものではないと判決を下した。

フェアユースの法理は、米国著作権法 107 条 (17 U.S.C. § 107) により制定され、著作権者の排他的な権利に対する限定例外である。フェアユースは、評論、評釈、報道、教育、学術、または研究等の目的のための、著作物の利用を許可する。その法理は、個々の事件について判断するよう適用され、以下の非排他的な要因が考慮される：(1) 商業的な性質又は非営利教育目的を有する利用であるかを含む、利用の目的及び性格、(2) 著作物の性質、(3) 著作物に関連して利用される部分の全体としての量並びに実在性、及び(4) 著作物の潜在的な市場、又はその価値への利用の影響である。裁判所は、この4つの法定要因を比較考量し、その利用を防止するよりも許可することによって、技芸の進歩を促進するという著作権法の目的がより良く達成され得るかを考慮する。

Oracle は、以下のように、この4つの法定要因のいずれもフェアユースの評決に不利にはたらくと反論する：(1) Google の利用の目的及び性質は単に商用目的であり、(2) Oracle の著作物の性質は高い創作性であり、(3) Google は、Java 言語ベースのプログラムに書き込むために必要なコード 1 万 1 3 3 0 行以上を複製しており、かつ(4) Google がアクセス権を無償で提供したことで、Oracle の顧客は Java SE のライセンスを解約してアンドロイドに切り換えた。

なお、以下の事実に関しては議論されていない：(1) 「宣言」ソフトウェアコードとは何か、Java SE とアンドロイドにおいて何の働きがあるか、そして、係争中のそのコードは Oracle により創作されたものであること、(2) いくつの行のコードが複製されたか、(3) Google にとって API パッ

ページを書くために他にも方法があること、及び（４）Googleは、APIパッケージがJavaにおいて創られたのと同じ目的でAndroidにおいてAPIパッケージを利用したこと。

Googleの最高裁判所に対する反論は2つの部分となる。第一に、Googleは、インターフェイスにおいて利用するコードの複製はフェアユースであると反論する。Googleは、判例法と著作権局に依拠しており、著作権局は、「多くの事件において、互換性及び相互運用性のために、1つのソフトウェア利用の製品から適切に制限された量でコードを1つの競争力のある製品に複製することは、...フェアユースであると評決されるべきである」と述べた（米国著作権局、ソフトウェア利用の消費者向け製品57、2016年12月）。しかしながら、著作権局のその声明は、法律効力を有していない。

第二に、Googleは、インターフェイスコードはプログラムを操作するために用いられるプロセス又は方法であるため、第102条（b）に基づき、インターフェイスコードは保護対象ではないと反論する。著作権法第102条（b）（17 U.S.C. § 102(b)）は、「いかなる場合にも、著作者が作成した創作的な著作物に対する著作権による保護は、着想、手順、プロセス、方式、操作方法、概念、原理又は発見（これらが著作物において記述され、説明され、描写され、又は収録される形式の如何を問わない）には及ばない」と定めている（太字：強調箇所）。それに対し、インターフェイスコードは、アプリケーションを外部のプログラム、又はプログラムを実行するコードを有するデバイスに接続するものである。Googleの意見としては、著作権法に基づき、インターフェイスコードは著作権の保護対象にまったく当たらないことである。

最高裁判所は、いずれかの根拠、すなわち、インターフェイスソフトウェアコードの著作権保護、又はフェアユースによって、連邦巡回控訴裁判所の判決を維持することもその判決を覆すこともあり得る。Google支持の意見書に署名してそれを提出した175の個人、企業及び団体により示されたように、最高裁判所の最終的な判決はおそらく、ソフトウェア開発者に広く影響を与えるだろう。デバイス、ソフトウェアアプリケーション及びプログラムを開発する際に他のアプリケーションからAPI構成要素を利用することは極めて一般的なことである。最高裁判所が、APIは著作権の保護対象であって競合相手によるそれらの使用はフェアユースの法理により免責されないと決定した場合、自由に使用してよいとされてきたAPIは直ちにライセンス制限対象となる。開発者がAPIを組み込んだコードを創作したところ、開発者は、彼ら自身がそれらのAPIのための費用を負担することや著作権侵害訴訟に直面することとなり得る。最高裁判所の判決は、2020年内に下される見込みである。